

## ケアプランセンターりぶら運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社 Libra が開設するケアプランセンターりぶら（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定居宅介護支援の事業は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

2 指定居宅介護支援の事業は利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないよう、公正中立に行うものとする。

居宅サービス計画の作成にあたって、利用者側から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができることを利用者及び家族に対して説明を行う。また、居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者の選定理由を介護支援専門員に対して求めることが可能であることを利用者及び家族に説明を行う。

4 指定居宅介護支援の事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

### (医療機関との連携)

第3条 利用者が入院時、その入院先（医療機関）に担当介護支援専門員の氏名、連絡先を伝えるよう、利用者またはその家族に協力を求めるものとする。

2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者から利用者にかかる情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

3 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるものとする。また、この場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付する。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ケアプランセンターりぶら
- 二 所在地 徳島県徳島市北田宮一丁目 7-24 山中ビル J号室

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 (常勤専従)

管理者は、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況把握その他の管理を一元的に行う。

- 二 介護支援専門員 1名 (常勤専従0名、常勤兼務1名(管理者兼任)、非常勤専従0名、非常勤兼務0名) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第7条 指定居宅介護支援の提供は、次のとおり行うものとする。

- 一 利用者からの相談を受ける場所

相談室等

- 二 使用する課題分析票の種類 MD S-HC方式

- 三 サービス担当者会議の開催場所 相談室

- 四 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回/月 程度

(居宅介護支援の内容及び利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。なお、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

- 一 居宅サービス計画の作成

- 二 居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスの提供の確保を旨とする指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整

- 三 介護保険施設の入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、板野郡、名西郡の区域とする。

（その他運営に関する重要事項）

第9条 事業者は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務体制の整備を行うものとする。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 繼続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 Libra と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項）

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止委員会を設置し、同規定に基づき、次の事項を講ずるものとする。また、別に定める「虐待防止のための指針」に準じて実施する。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- (5) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置
- (6) 虐待発見時には各市町村に報告する。

附則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

令和3年4月1日 改訂

令和5年8月1日 改訂